

○ 農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第六十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（平成二十六年金融庁・農林水産省告示第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（題名を含む。）を加える。

改正後	改正前
<p>〔<u>題名</u>〕 農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示</p> <p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）</p> <p>第三条 命令第十六条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供</p>	<p>〔<u>題名を付する。</u>〕</p> <p>（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するものを除く。）</p>

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文に規定する派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十四条の四第三項各号に掲げるオフ・バランス取引

（オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法）

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が命令第十六条第一項から第四項までに規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2 「略」

（資金清算機関等への預託金又は担保の差入れ）

第四条の二 命令第十六条第五項の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、自己資本比率告示第七条第三項第三号に掲げるものとする。

（ルックスルー方式による信用の供与等の額の計上又は算出の方法等）

第四条の三 命令第十六条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定

二 自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第四項に規定する長期決済期間取引

三 自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げるオフ・バランス取引

（オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法）

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が命令第十六条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

める取引は、次に掲げる取引とする。

一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券又は外国投資証券に係る取引

二 証券化取引（自己資本比率告示第一条第一号に規定する証券化取引をいう。）に係る取引

2 命令第十六条第六項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 裏付けとなる原資産（命令第十六条第六項に規定する原資産をいう。以下この項において同じ。）が同一である間接的信用供与等（同条第六項に規定する間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）のいずれもが他の間接的信用供与等に劣後するものでない場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等の総額に占める対象信用供与等（同条第六項の規定による計上又は算出の対象となる間接的信用供与等をいう。以下この項において同じ。）の額の割合を個別資産（同条第六項に規定する個別資産をいう。以下この項において同じ。）の価額に乗じた額について、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

二 裏付けとなる原資産が同一である間接的信用供与等のいずれか

が他の間接的信用供与等に劣後するものである場合 当該原資産を裏付けとする間接的信用供与等のうち対象信用供与等と同一順位の階層にある間接的信用供与等の総額に占める当該対象信用供与等の額の割合を個別資産の価額に乗じた額（当該額が当該対象信用供与等の額を超えるときは、当該対象信用供与等の額）について、当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者に対する信用の供与等の額とみなして、その者に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

三 対象信用供与等に係る個別資産又は当該個別資産に係る債務を負担する者その他実質的に当該対象信用供与等を受けている者を特定することが著しく困難である場合 当該対象信用供与等について、一の法第十一条の八第一項本文に規定する同一人に擬した者（以下この号において「擬似同一人」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該対象信用供与等の額を当該擬似同一人に対する他の信用の供与等の額と合算する方法

3 命令第十六条第六項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定める場合は、前項各号に定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出することが不相当であると農林水産大臣及び金融庁長官が認める場合とする。

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 命令第十七条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合の同一人に係る命令第十六条各項の規定により計

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条 命令第十七条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合の同一人に係る命令第十六条第一項から第四項ま

上され、又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

「一〇五 略」

六 命令第十六条第四項第九号イ、ハ及びホに掲げる勘定（同号ホに掲げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上されるものに限る。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

「七・八 略」

（信用リスク削減手法等）

第八条 命令第十七条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める手段は、自己資本比率告示第五十五条第一項に規定する信用リスク削減手法（次項において「信用リスク削減手法」という。）とする。

2 命令第十七条第二項ただし書の農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものは、信用リスク削減手法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 担保として提供される現金及び自組合貯金
- 二 地方公共団体が債務の保証をした貸出金に係る当該債務の保証

での規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

「一〇五 同上」

六 命令第十六条第四項第九号イ、ハ及びホに掲げる勘定（同号ホに掲げる勘定にあつては、先物取引差入証拠金として計上されるものに限る。）並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となつた派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額

「七・八 同上」

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

第〇条 第〇条の規定による改正後の農業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第六十二条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項から第六項まで並びに第十七条第一項及び第二項の規定に基づき合算関係連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める告示第四条の三の規定は、当分の間、適用しない。